泌尿器科　診療再開へ

加東市民病院・泌尿器科 新しい常勤医師が着任しました

着任のあいさつ

泌尿器科
竹本雅彦

加東市のみなさま、はじめまして。4月から加東市民病院に赴任いたしました、泌尿器科の竹本雅彦です。

私は岡山県の出身で、山口大学を卒業後、山口県内の病院でいくつか勤務した後、倉敷市の病院に勤務していました。このたび、ご縁があり、加東市民病院で泌尿器科医として勤務させていただくことになりました。

泌尿器科とはどんなことをするのか。と言っても、いろいろとあるのですが、例えば、おしっこをする、あるいはおしっこをがまんするといった若いころは、何も気にすることもなく当たり前にできていたことが、年を重ねると男性では前立腺肥大症、男女ともには過活動膀胱、あるいは糖尿病や脳卒中などによって困難になってくることがあります。尿が出にくい、尿が近い、尿が漏れるなどの症状です。このような状態は、直接命に関わらないにしても、QOL（生活の質）を著しく低下させることがあります。このような排尿障害を含め、泌尿器科全般の診療を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

泌尿器科の診療時間

外来診療日
火曜日・水曜日・金曜日

受付時間
新患の場合
8時30分から11時まで
再診の場合
8時から11時30分まで

問い合わせ
加東市民病院医事課
☎42・5511

ふれあい動物園inやしろショッピングパークBio

昨年度、約500人にご来場いただき大好評だった姫路セントラルパークの動物たちとふれあえるイベント『ふれあい動物園』を、今年も、やしろショッピングパークBio 2階多目的ホールで開催します。

姫路セントラルパークからやってくる様々な動物たちとふれあい、身近に感じることで、いつまでも心に残る楽しい思い出を作りませんか。

開催日時
6月2日(土)
・第1部
14時～14時25分
・第2部
14時30分～14時55分
・第3部
15時～15時25分
・第4部
15時30分～15時55分

開催場所
やしろショッピングパークBio
2階多目的ホール

◎入場料無料
※入場には事前に配布する整理券が必要です。

整理券配布について

『ふれあい動物園』の入場には、**事前に配布する整理券**が必要です。

※当日券の配布はありません。

配布場所
やしろショッピングパークBio
2階多目的ホール

配布日時
5月26日(土)　10時から
※先着順(各部50枚)
※整理券の配布は、1人につき1枚限りで、1枚につき、2人までご入場いただけます。

当日、どんな動物がやってくるかは、まちの拠点づくりコンソーシアムの公式Facebookで配信しています。ぜひご覧ください。

問い合わせ
まちの拠点づくりコンソーシアム
（担当：藤原）
☎080・3787・5254

まちの拠点づくりコンソーシアム
公式Facebook

軽自動車税減免制度のお知らせ

身体障害者等減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（以下「身体障害者などの方」と言います。）で、次のA、Bの条件に当てはまる方は、軽自動車税を減免する制度があります。（身体障害者などの方一人につき一台）

A車両の条件
身体障害者などの方が所有するもの、またはその方と生計を同じくする方が所有するもの。

B運転者の条件
身体障害者などの方、その方と生計を同じくする方、またはその方を常時介護する方のいずれかが運転するもの。
※常時介護する方が運転する場合は、身体障害者などの方のみで構成されている世帯に限ります。

必要書類
①軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）
②身体障害者手帳等の写し
③自動車検査証の写し
④運転免許証の写し
⑤納税義務者の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）
⑥印鑑（スタンプ印不可）

申請期限　5月31日(木)

ご注意ください
○普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車税の減免は受けられません。
○前年度に軽自動車税の減免を受けられた方で、前年度の申請内容から変更がない場合は、申請不要です。

構造減免

障害をもたれている方が利用されるための構造を持つ車両（車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車等）は、どなたが所有されている場合でも、申請により減免の対象となります。

必要書類
①軽自動車税減免申請書（構造減免用）
②自動車検査証の写し
③構造変更の内容を確認できるもの（自動車検査証で確認できる場合は不要です）
④納税義務者の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）
⑤印鑑（スタンプ印不可）

申請期限　5月31日(木)

各減免制度の軽自動車税減免申請書は、税務課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請・問い合わせ
総務財政部税務課
（担当：三木）（庁舎1階）
☎43・0396

若年者在宅ターミナルケア 支援事業を始めました

末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して日常生活が送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成します。

対象となる方
サービスを利用する日において、加東市に住民登録がある方で、次の①～③のいずれにも該当する方
①20歳以上40歳未満の方
②末期がんであると医師が判断した方
③治癒を目的とした治療を行わない方
※障害福祉サービス等の利用状況により、対象にならない場合があります。

対象となるサービス
訪問介護・福祉用具の貸与にかかる費用
※訪問介護は週3回までの利用が対象です。
※平成30年4月1日以降に利用したサービスの費用が助成の対象です。

助成額
かかった費用の9割相当額
※ひと月につき
54,000円まで

申請に必要なもの
○若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書
○末期がん患者であると医師が判断したことが確認できる書類（かかりつけ医師の診断書など）
○印鑑（スタンプ印不可）

申請・問い合わせ
健康福祉部健康課
（担当：藤井）（庁舎2階）
☎43・0435

常任委員会の所管変更について

市が実施する事務・事業の調査、議案・陳情等の審査を行う常任委員会の所管部署が、4月1日に施行した機構改革に伴い、次のとおり変更となりました。

総務文教常任委員会
・秘書室
・まちづくり政策部
・総務財政部
・市民協働部
・会計課
・教育委員会事務局
　教育振興部
・教育委員会事務局
　こども未来部
・選挙管理委員会
・監査委員
・公平委員会
・固定資産評価審査委員会
・その他、ほかの常任委員会に属さない事項

産業厚生常任委員会
・健康福祉部
・産業振興部
・都市整備部
・上下水道部
・病院事業部
・農業委員会

問い合わせ
議会事務局
（担当：小林）（庁舎5階）
☎43・0385